総合振込（WEB 受付方式）サービス利用規定

お客さまは、ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）と総合振込（WEB受付方式）サービスにかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（総合振込（WEB 受付方式）サービスの内容等）

1. サービスの内容

（1）本規定でいう「総合振込（WEB 受付方式）サービス」（以下「本サービス」といいます。）とは、当社に対し所定の申込手続を完了した方（以下「お客さま」といいます。）が、インターネットバンキング方式により、あらかじめお客さまが指定したお客さま名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）から振込資金を引落しのうえ、お客さまが指定した当社または全銀システム加盟の金融機関の国内本支店の預金口座あての振込を依頼するサービスをいいます。

（2）本規定でいう「インターネットバンキング」とは、銀行取引規定第 2 条第 2 項に定める「インターネットバンキング」をいい、本サービスにおいては、当社所定のWEBサイトにアクセスして行うものとします。また、本サービスにおけるログインパスワード、確認用パスワード、承認パスワードは、銀行取引規定 6 条 1 項に定める「パスワード等」に含めるものとします。

（3）本規定でいう「インターネットバンキング方式」とは、お客さまが、インターネットバンキングにより、本サービスに関する依頼を行う方法をいいます。

2. 本人確認手段

（1）本サービスをご利用いただく際の認証方法には「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」があります。

①電子証明書方式

電子証明書およびログインパスワードによりお客さまご本人であることを確認する方式

②ID・パスワード方式

ログイン ID およびログインパスワードによりお客さまご本人であることを確認する方式

（2）本サービスのご利用にあたっては、ログインパスワード、確認用パスワード、承認パスワードその他当社所定の事項を当社に届出てください。「ID・パスワード方式」をご希望の場合には、当社所定の方法により別途当社に届け出てください。

（3）「電子証明書方式」および「ID・パスワード方式」いずれの場合も、初回ご利用時に、当社所定の方法により申込口座、ログイン用パスワード、確認用パスワードを入力していただき、当社が受信した申込口座、ログイン用パスワード、確認用パスワードと届出の申込口座、ログイン用パスワード、確認用パスワードとの一致を確認した場合は、送信者をお客さま本人とみなし、ログイン ID 等当社所定の情報を取得していただきます。

（4）「電子証明書方式」をお申込の場合には、当社が発行する電子証明書を当社所定の方法により、お客さまの使用端末にインストールしていただきます。

①電子証明書は当社所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。お客さまは、有効期間が満了する前に当社所定の方法により電子証明書の更新を行なってください。なお、当社はお客さまに事前に告知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。

②本サービスの利用に係る契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）が解約された場合、電子証明書は無効となります。

（5）以降の取引においては、当社は、受信した電子証明書（「電子証明書方式」ご利用の場合）またはログイン ID（「ID・パスワード方式」ご利用の場合）、ログインパスワード、確認用パスワード（以下、総称して「本人確認情報」といいます。）と届出の本人確認情報の一致を本規定に

したがって確認することにより本人確認を行ないます。

(6) 当社は、本人確認情報の一致を確認して取扱いましたうえは、本人確認情報につき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社の故意または過失により生じたものでない限り責任を負いません。本人確認情報は、第三者に知られたり盗難されないようお客さまご本人が厳重に管理するものとします。

(7) 本人確認情報が第三者に知られたり盗難された場合、またはそのおそれがある場合には、お客さまは当社所定の時間内に当社に届出るものとします。当社は、お客さまからの届出を受けた場合、本サービスの利用を停止します。

(8) 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

(9) お客さまが届出と異なる本人確認情報の入力を、当社所定の回数以上を連続して行なったときは、当社は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開にあたっては、当社所定の方法により当社に届出てください。

3. 本サービスの依頼

(1) 本サービスにおける1回あたりの振込金額は、あらかじめお客さまが指定した金額の範囲内とします。ただし、この金額は当社所定の金額の範囲内とします。また、1 回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数を上限とします。

(2) 依頼の方法

①データの作成

本サービスのログイン ID を有する利用者に対して表示される画面において、当社の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を使用端末より入力してください。作成したデータは、当社所定の受付時限までに確定し、当社所定の方法により、承認権限がある利用者を指定のうえ承認依頼を行ってください。当社は承認依頼を受け付けますと、指定された利用者に対して電子メールにて通知します。

②依頼データの承認

承認依頼を受けた利用者は、確定したデータの内容を確認の上、当社所定の受付時限までに承認操作を行ってください。当社は、受信した確認パスワードと届出の確認パスワードとの一致を確認した場合には、受付結果を画面上に表示し、また電子メールにより通知しますので、必ずこれを確認してください。回線障害等により取扱いが中断した場合やこの通知が届かない場合には、直ちに当社に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

③承認手続きが完了した場合には、当社は、正当なお客さまからの依頼が完了したものとし、振込指定日に振込手続きを行います。

④本号②によるデータ承認後は、依頼データの取消・変更はできません。

(3) お客さまは、本サービスにおいては、振込依頼前までに振込代り金を支払指定口座に入金するものとします。当社は、払戻請求書等の提出を受けることなく、振込代り金を支払指定口座から自動的に引落します。また、領収書等は発行しないものとします。

(4) 前号に定める引落しができなかった場合（支払指定口座の解約や、預金の差押え等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不適当と認めた場合も含みます。）、お客さまからの振込依頼は取消されたものとして取扱いができるものとします。

(5) 振込依頼内容の訂正・組戻

①本サービスにおいて依頼内容が確定した後にその依頼内容を訂正し、または取りやめる場合（当社が認める場合に限ります。）には、次の訂正または組戻しの手続きにより取扱います。

ア. 訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の方法により申出てください。この

場合、当社所定の本人確認書類を求めることがあります。
イ. 当社は訂正または組戻しの依頼内容にしたがって、訂正または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
ウ. 組戻しされた振込資金は、お客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。
②前号の訂正または組戻しの取扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却について、組戻しの依頼内容を相当の注意をもって確認のうえ手続きしたときは、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
③振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
(6)取引内容の確認
①本サービスによる取引後は、すみやかに当社 WEB サイトにて取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは直ちにその旨を当社宛に連絡してください。
②お客さまと当社の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

4. 手数料
(1)本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本手数料(初期手数料および月間手数料)をいただきます。また、振込等の受付にあたっては当社所定の振込手数料をいただきます。
(2)基本手数料その他本サービス利用にかかる手数料は、当社所定の日に、払戻請求書等なしで、あらかじめお客さまが指定した手数料引落口座から自動的に引落します。
(3)振込等の依頼内容変更・組戻しにあたっては当社所定の手数料をいただきます。

5. サービスの取扱時間
本サービスの取扱時間は当社が別途定める時間内とします。

第2条(解約等)

1. 本サービス利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の方法によるものとします。
2. 支払指定口座、手数料引落口座が解約された場合には、本サービス利用契約も解約されたものとみなします。
3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本サービス利用契約を解約することができます。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
(1)支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
(2)お客さまの当社に対する預金債権、その他債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
(3)手形交換所の取引停止処分を受けたとき
(4)当社に支払うべき所定の手数料の支払を遅延したとき
(5)本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに振込代り金および振込手数料および所定の手数料を支払指定口座に入金しなかったとき
(6)6カ月以上にわたり、本サービスに基づく振込が実行されない期間があったとき
(7)申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき
(8)住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき
4. 前項に基づき本サービス利用契約が解約されたときは、お客さまは未払いの手数料その他本規定に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。

5. 当社は、事前にお客さまに通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
6. 本サービス利用契約が解約等により終了した場合であっても、その時までに振込・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をします。ただし、本サービス利用契約が第 2 条第 2 項及び第 3 項各号（第 6 号を除きます。）に基づく解約等により終了した場合及び第 1 条第 3 項第 3 号に定める引落しができない場合（支払指定口座の解約や、預金の差押え等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不適当と認めた場合も含みます。）はこの限りではありません。
7. お客さまが本サービス利用契約を月の途中で解約した場合であっても、基本手数料の払戻しはなされません。また、解約時点までに支払いの完了していない振込手数料等について、支払い義務が免除されるものではありません。

第 3 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、振込規定、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 4 条（規定の変更等）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)　変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2)　変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上